



手点 20.5
偏差 61.8

第 1 問 答案用紙<1>
(監査論)

問題 1

問 1

従来の監査は、アソシエーションの重要な虚偽表示リスクの識別・評価に重点を置かれていたため、監査人の関心はアソシエーションの重要な虚偽表示に集中していた。しかし、このおかげで虚偽表示が生じる可能性が特定のアソシエーションに限らず、財務諸表全体にわたる重要な虚偽表示を見逃すというリスクがある。よって、アソシエーションのみならず、財務諸表全体にわたる重要な虚偽表示を識別・評価する。

問 2

近年、リスク評価手続が適切になされていないとの指摘が相次いでいるが、重要な虚偽表示を適切に識別・評価するのは、リスク評価手続が決定的に重要であり、アソシエーションにおける重要な虚偽表示リスクの評価が決定的に重要である。また、アソシエーションの重要な虚偽表示を適切に識別・評価するには、固有リスク要因を基盤とした上、固有リスクをその発生可能性が生じた場合の影響、及び踏まえて評価することが重要であるため、固有リスクと統制リスクを分けて評価し、固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

監査人は通常、重要性の基準値を決定する際に、最初に、税引前利益などの指標を採択し、この指標に対して特定の割合を適用することによって、重要性の基準値を決定する。

問 2

脱漏を含む虚偽表示が個別に又は集計すると当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与え、合理的に見込まれる場合に、重要性が良好と判断されるが、この事項に関する重要性の判断は、財務諸表の一般の利用者が有する財務情報に関する共通の一文を基盤に行われる。したがって、監査人の重要性の基準値は画一的に設定されているわけではなく、財務諸表利用者が有する財務情報についての監査人の認識および影響を受け、その監査人の職務専門知識を判断して決定される。



第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 3

問 1

経営者は通常、内部統制を整備・運用する責任を有している。よって、監査人がリスク評価手続において、統制リスクを評価する際に経営者に対して質問すべき企業及び企業環境並びに企業内部統制システムの理解を有するに役立つ、リスクの評価のための適切な基礎として役立つ情報を入手することができるといふ効果があるから。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：

アカーションレベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていないと想定する場合

その理由：監査リスクは重要な虚偽表示リスク及び発見リスクから構成され、監査リスクを一定水準にするためには、発見リスクの水準は重要な虚偽表示リスクの評価と逆、同様にする。よって、内部統制が有効に運用されていると想定する場合は、重要な虚偽表示リスクは低いと評価されるため、発見リスクは高く設定することができるといえる。この場合、実証手続の種類、時期及び範囲の決定は、内部統制に依存したアプローチが行われるため、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるように、リスク評価手続の範囲内、内部統制の有効性を想定して実行すべき事項があるから。

評	点



素点24
偏差61

第2問 答案用紙<1>
(監査論)

問題1

【仮定1】P社の経営者に当該不正に関し説明を求めた結果、
経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合で、
その影響が四半期財務諸表広義に及ぶ場合。

【結論の類型】否定的結論

【根拠】海外連結子会社であるS社は、P社の関連当事者に該当する。
また、S社のCEOが単独専断で行った自ら利益流出と不当利益を得た行為は、
P社グループにとって重要性があることから、不正行為を虚偽表示を伴う不正行為として
認められ、監査人が判断した場合の重要性・広範性が及ぶと言えらる。

【仮定2】P社に対する当該不正に関する質問の回答の結果に
信頼性がある場合

【結論の類型】結論に関する除外事項または限定付結論

【根拠】P社については、当該不正は、S社のCEOの独断専断により行われた
行為であり、S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点において類似の
行為は発生していないことだが、当該回答が虚偽である場合、
他の部門・拠点を同一様の不正が起る可能性がある。

問題2

問1

不正の背景にP社からの業績達成のプレッシャーがあり、S社のCEOは業績達成の
見返りを得ることと正当化できるとして、虚偽が許される立場であったことから、不正行為
要因の裏面プレッシャー機会・姿勢正当化がP社グループにはある。よって、P社の訂正後の
連結財務諸表の監査業務を新たに受嘱することと検討する際に、P社グループの
誠実性も踏まえ、受嘱するかどうかを判断する。



第2問 答案用紙<2>
(監査論)

問2

①社の第三者委員会の調査結果の信頼性について検討すると共に、
②社が調査結果を踏まえて、四半期財務諸表、訂正報告
書と正しく記載しているかを確認する。

問3

【記載区分】「重要事項」区分又は「その他の事項」区分
【記載事項】以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に
記載している財務諸表の注記を考慮し、監査人が以前に提出
した監査報告書に正しく記載しなくてはならない。

評	点